

医療法人社団一志会の取組内容

◎ 行動計画

1. 計画期間 平成 20 年 10 月 11 日～平成 23 年 10 月 10 日

2. 内容

- 目標1 配偶者が出産した時に、男性職員に対し年次有給休暇とは別に特別休暇を付与する制度を導入する。
- 目標2 育児・介護休業中の職員に対する定期的な業務関連の情報提供の実施及び、休業から復帰する職員に対する教育訓練のための研修プログラムを実施する制度を導入する。
- 目標3 出産や子育てによる退職者についての再雇用を行う制度を導入する。
- 目標4 誕生日休暇を設置し、職員本人の誕生日もしくは誕生月に年次有給休暇とは別に特別休暇を付与する制度を導入する。
- 目標5 子の看護休暇について、現行の「子1人5日間」を「子1人につき5日間」に拡充する。

◎ 目標達成の概要

- 目標1 平成 21 年 7 月に規則を改定し、特別休暇として出産日前 1 週間から出産後 1 週間の範囲内で 3 日間取得可能な制度を導入した。
- 目標2 平成 21 年 9 月に規則を改定し、休業期間中に職場復帰プログラムの受講を希望する職員に実施し、業務関連情報の情報提供を行う制度を導入した。
- 目標3 平成 20 年 11 月に規則を改定し、結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤を理由として退職したときは、1 回に限り退職時の処遇で復職できる制度を導入した。
- 目標4 平成 20 年 11 月に規則を改定し、特別休暇として職員本人の誕生日に取得可能な制度を導入した。
- 目標5 平成 22 年 6 月に規則を改定し、取得日数について子 1 人につき 5 日間(対象となる子が 2 人の場合にあつては 10 日、3 人の場合にあつては 15 日)まで取得可能な制度へ拡充を行った。